

特定施設入居者生活介護及び 介護予防特定施設入居者生活介護 (ケアハウスコンフィ陽だまり苑)に関する契約書

_____様(以下「利用者」という。)と社会福祉法人いじみの福祉会(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護について、本契約書に添付の「重要事項説明書(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護ケアハウス コンフィ陽だまり苑)」により、事業者(担当者_____)から説明を受け、サービスの利用に同意しましたので、次のとおり契約(以下「本契約」という。)します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定又は要支援認定(以下「要介護等認定」という。)の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了の30日前までに、利用者から事業者に対して、契約解除届出書により契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護等認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)又は要支援者(要支援1～要支援2)と認定された場合には、この契約は更新されるものとします。

第3条 (サービス計画)

事業者は、指定特定施設入居者生活介護の利用者に対して、次の各号に定める事項を計画作成担当者に行わせます。

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、指定特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。
 - (2) 必要に応じて、特定施設サービス計画を変更します。
 - (3) 特定施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者説明し、同意を得ます。
 - (4) 特定施設サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。
- 2 事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用者に対して、次の各号に定める事項を計画作成担当者に行わせます。

- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活が営むことができるよう支援するうえで解決する課題を把握します。
- (2) 前号の解決すべき課題を踏まえ、他の従業者と協議して、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及び達成時期、目標達成のための具体的サービスの内容、サービス提供上の留意点、サービス提供の期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成して、利用者及びその家族へ説明し、文書により同意を得ます。
- (3) 介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へ交付します。
- (4) 介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。
- (5) 他の特定施設従業者との連携を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握します。
- (6) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行います。

第4条（サービスの内容）

事業者は、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等のサービスを提供するほか必要な援助を提供します。

- 2 事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため止むを得ない場合を除き、車いすやベットに身体を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、抑制着を着せる、居室の外から鍵を掛ける、行動を落ち着かせるために精神作用を減衰させる薬（向精神薬）を過剰に使う等の方法による身体拘束を行いません。

第5条（認定申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定又は要支援認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者に援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定又は要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録及び保存）

事業者は、サービス提供に関する記録を作成することとし、その完結の日から5年間保存します。記録の内容は、次のとおりとします。

- (1) 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画
- (2) 市町村への通知に関する事項の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

- (5) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
 - (7) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類
 - (8) 一部業務委託をしている場合はその記録
- 2 利用者は、前項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料 金）

利用者は、サービスの対価として、指定特定施設入居者生活介護に関する管理運営規程に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 利用者は、当月請求額を毎翌月25日に、自動振替の方法で支払います。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）
- 3 事業者は、利用者に対し、明細を記入した請求書及び領収書を発行します。

第8条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して30日間の予告期間において契約解除届出書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して15日間の予告期間において通知することにより、この契約を解除することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、振替日より2か月以上支払われない場合
- (2) 利用者が病院等に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- (3) 利用者が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- (4) 利用者の健康状態や生活状況が、他の利用者の生命や健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合や、通常のサービスでこれを防止することができないと判断される場合
- (5) 介護サービス提供に際して、著しく障害となる暴力行為や暴言等のある場合

- ① パワーハラスメント

業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をする際の環境を悪化させる行為

- ② セクシュアルハラスメント

事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動

- ③ マタニティハラスメント

妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ

- ④ カスタマーハラスメント

利用者や本人であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為

- ⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合

- ⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行うことが困難になる理不尽

な行為があった場合

- (6) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合
- 3 利用者が、要介護認定又は要支援認定の更新で非該当（自立）と認定された場合には、当該認定の開始日の前日をもってこの契約は自動的に終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が事業所を退去した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合
 - (3) 事業者が、介護保険法令等に基づく指定特定施設入居者生活介護の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (4) 利用者が、事業者の指定特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合

第9条（退所時の援助）

事業者は、契約の終了に際し連帯保証人と協力して、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条（守秘義務）

事業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者（契約者）、連帯保証人及びその家族に関する情報（以下「個人情報」という。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療・福祉サービス提供上の必要性がある場合は、関係機関等へ個人情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、前条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合は、個人情報を提供できるものとします。
- 4 第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合には、別に確認するものとします。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその割合に応じ、損害を賠償します。

- 2 以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を負いかねます。
 - (1) 利用者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した損害
 - (2) 利用者の急激な体調の変化等、施設長の実施したサービスを原因としないことによって発生した損害
 - (3) 利用者が、事業者又はサービス従業者の指示等に反して行った行為が原因で発生した損害
- 3 利用者は、事業者の財産や、他の利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、相手に対してその割合に応じ損害を賠償します。

第12条（連絡義務）

事業者は、利用者の状態が急変した場合は、協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を行うとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。

第13条（相談・苦情）

事業者は、利用者からの相談には迅速に対応し、事業者の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し誠意をもって可能な限り対応します。

第14条（連帯保証人）

利用者は契約に際し、連帯保証人を定めるものとします。

- 2 連帯保証人は本契約の締結により生じる利用者の債務全般に渡り、利用者が負担する債務について極度額100万円の範囲内で弁済するものとし、変更する場合及び住所等に変更のある場合は速やかに事業者に報告するものとします。

第15条（善管注意義務）

事業者は、利用者にサービスを提供するに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第16条（通知義務）

利用者は、契約記載事項に変更が生じた際には、速やかに事業者に届出ます。

第17条（契約の変更）

利用者と事業者は、締結した本契約の内容に変更が生じる際には、当該変更される内容に係る書面を速やかに取り交わします。

第18条（誠意協議）

本契約に定めのない事項が生じた場合又は本契約について疑義が生じた場合は、利用者と事業者は、互いに誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。止むを得ず訴訟提起にいたる場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（利用者の入院に係る取り扱い）

利用者の入院についての責任は、利用者本人及び連帯保証人が負うものとします。なお、入院準備も同様のものとします。

- 2 利用者が入院した場合の転院及び退院は、利用者本人及び連帯保証人の責任において行うものとします。
- 3 利用者が入院した場合、事業者は、利用者が使用していた居室を他のサービスに利用することができるものとします。

前記のとおり特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（ケアハウス
コンフィ陽だまり苑）の利用に関する契約を締結します。

本契約を証明するため、本書を3通作成し、利用者、連帯保証人及び事業者が記名押印の
上、それぞれ1通ずつを保有する。

年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県新発田市中央町5丁目4番2号
事業者名 社会福祉法人 いじみの福祉会
代表者職・氏名 理事長 馬場成男 印

(利用者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用に
ついて、同意します。

ご住所 _____
お名前 _____ 印
電話番号 _____

(連帯保証人) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用
について、同意します。

また、家族の代表として、個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____
お名前 _____ 印
利用者との続柄 _____
電話番号 _____

重要事項説明書

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設 入居者生活介護ケアハウスコンフィ陽だまり苑)

この重要事項説明書は、同法人が別途定める「重要事項説明書（ケアハウス コンフィ陽だまり苑）」に付随するものとします。

1. 施設の概要

介護保険事業者番号	1570601219
指 定 年 月 日	平成19年4月1日

2. 職員の体制

	配置数	資 格	備 考	勤務体制
管理者	(1)	社会福祉施設長		週 40 時間 (月変形)
生活相談員	1	社会福祉士主事		
介護職員	1 以上	ホームヘルパー 2 級等		
看護職員	1	(准) 看護師		
機能訓練指導員	1	看護師		
計画作成担当者	1	介護支援専門員		

※()は兼務

3. サービスの概要

(1) 介護サービス

利用者様お一人おひとりのその時々々の心身の状態やご要望に基づき、必要とされる介護サービスの内容を定めた介護計画を作成し、適宜更新しながら介護サービスをご提供いたします。

(2) 食 事

離床して食堂でお食事していただけるよう介助いたします。

- ・利用者様お一人おひとりの心身の状態により、適切な栄養所要量をお取りいただけるよう、また食べやすい食事形態でご提供いたします。

(3) 機能訓練

利用者様が日常生活行為をなさるための、身体的機能を維持するためのご支援をいたします。

(4) 健康管理

看護職員が健康管理を行います。

(5) 入 浴

週 2 回の入浴を基準とし、利用者様お一人おひとりの必要性により、適宜ご提供いたします。

- ・健康状態等により入浴ができない時は、清拭対応とさせていただきます。

(6) 排 泄

利用者様お一人おひとりの排泄パターンを把握しながら、可能な限り排泄の自立を促すよ

う支援をさせていただきます。

(7) その他支援

- ・シーツ交換
- ・居室内の簡易清掃
- ・ごみ出し
- ・洗濯介助
- ・清潔で快適な生活を送っていただくための、適切な整容
- ・着替等に対する支援
- ・寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮いたします。

4. サービス利用料金

サービス利用料金は、介護保険負担割合証による記載割合の額をご負担いただきます。

原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割、現役世代並みの所得がある方は3割）の額です。

(1) 介護保険適用サービス

添付料金表のとおり

- ・ケアハウスコンフィ陽だまり苑料金表

5. 利用料金のお支払い方法

お支払いは、下記金融機関の各本支店のご指定の口座より翌月25日に自動引き落としとさせていただきます。（請求明細書は、月末締め翌月15日頃の発送となります。）

きらやか銀行、ゆうちょ銀行、第四北越銀行、大光銀行、信用組合(新潟県内) 信用金庫(新潟県内)、新潟県労働金庫、JAバンク新潟県信連(農協)

口座引き落としができない場合のお支払いにつきましては、下記口座へのお振込みをお願い致します。

銀行名	きらやか銀行 (508)	支店名	新発田支店(支店番号:670)	口座 種別	普通
口座番号	1017348				
カナ	フク イジミノフクシカイ リジチョウ ババナリオ				
口座名義	社会福祉法人 いじみの福祉会 理事長 馬場成男				

利用請求書及び領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

6. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

7. 衛生管理等

- (1) サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
施設において感染症が発生し又はまん延しないように、措置を講じます。

8. 認知症への対応力向上に向けた取組み

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

11. ハラスメントの防止について

- (1) 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

個人情報の提供を行う場合

社会福祉法人いじみの福祉会特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(ケアハウス コンフィ陽だまり苑) 利用契約書第10条第4項に規定する「第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場
合」について、下記のとおり確認します。

記

1. 使用する期間

契約開始の日からその契約が解除あるいは終了するまでの期間。

2. 使用する目的

確認	目 的
	(1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
	(2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
	(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)との連絡調整のため
	(4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
	(5) 事業者が、契約終了又は利用者の希望により他の施設へ入所を希望した場合、入所の援助を行う際に必要な個人情報を使用する場合
	(6) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
	(7) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
	(8) その他サービス提供に必要な場合
	(9) 上記各号に関わらず、利用者の病状の急変等緊急を要する時の連絡の場合
	(10) 介護事業所などにおいて行われる研修生、実習生への教育のため
	(11) 施設行事等において撮影された写真・映像等を法人のホームページや広報誌又は施設内掲示板に掲載するため

確認欄 了承 … ○ 了承せず … ×

3. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。